

(証券コード 9885)

2020年6月3日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目7番1号

(本社事務所)

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号

**株式会社 シャルレ**

代表取締役社長 奥 平 和 良

## 第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを避けるため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を事前に行っていただくことをご推奨申し上げます。お手数ながら、書面による議決権行使に際しましては、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日(2020年6月23日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 《新型コロナウイルス感染症への対応について》

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会当日の状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスクの持参・着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。また、株主総会会場において、アルコール消毒液による手洗い、検温等の感染拡大予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会当日の検温の結果、発熱があると認められる株主さま、体調不良と思われる株主さま等には、入場をお断りし、お帰りいただくなど、必要な感染拡大防止の措置を講じる場合がありますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ・株主さま同士の席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性があります。座席が満席となった場合は、入場制限を行わせていただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- ・感染拡大リスクの低減のため、本年はお土産および飲み物の提供は、中止させていただきます。
- ・当社役員および運営スタッフは検温を実施のうえ、マスクを着用させていただきます。また、当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減等の観点から、一部の役員のみのお出席とさせていただきます可能性があります。
- ・株主総会の議事は、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明の省略等の進行方法の工夫により、例年より時間を短縮して行うことを検討しておりますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願いいたします。  
なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況や政府の発表内容等により株主総会の運営(開催場所の変更等)に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/ir/soukai/>)に掲載させていただきます。

## 記

- 1.日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時30分  
2.場 所 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
当 社 ポートアイランドビル 大ホール  
〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕

### 3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第45期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)  
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項  
議 案 剰余金の処分の件

以 上

~~~~~  
**お願い**

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前9時30分より受付を開始いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、本年は代理人による株主総会当日のご来場もお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人および代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。
- ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.charle.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復で推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、国内外の経済活動の停滞が長期化する懸念もあることから、先行き不透明かつ厳しい状況が続いております。

国内レディースインナーウエア市場におきましては、個人消費は持ち直しの兆しが見え始めておりましたが、消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費の減速懸念など、当社を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社は、2019年4月より2022年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定および推進し、「シャルレビジネス事業の再生」と「新規事業開発による新たな柱の創造」の2つの基本戦略に基づき、事業改革の促進、業績回復などに向け、シャルレビジネスの環境整備や商品開発体制の見直しなどに積極的に取り組んでまいりました。

商品面におきまして、衣料品類では、新定番商品として、スポーツ用のインナーウエアである「スポーツブラジャー・ショーツ」を発売するとともに、数量限定商品として縫い目やテープなどを使用しないインナーウエアである「ハーフトップ・ショーツ（無縫製）」を発売いたしました。また、ブラジャーを対象とした販売促進キャンペーンである「ブラフェスタ（4月～5月）」を実施したことや、消費税増税前および次期事業年度からのメイト会員価格変更前による駆け込み需要が追い風になったことから、ファンデーション類全体の売上高は前事業年度を大幅に上回りました。アウター類では、共に神戸を拠点とするアパレル企業であるワールドグループと共同開発を行い、両社の強みを活かし、心地よさとデザイン性を融合させた「ウールコート」および「ショルダーバッグ（2WAY）」を数量限定にて発売し、販売状況は好調に推移いたしました。しかしながら、「シャルレ ドレッセ」より、各シーズンに向けたカットソーやパンツなどを発売いたしました。しかしながら、発売アイテム数の縮小や発売計画が次期事業年度に一部ずれ込んだことに加え、顧客から商品ラインナップやデザインなどに十分な評価が得られず、販売状況が不振となり、アウター類全体の売上高は前事業年度を大幅に下回りました。生活関連商品類では、前事業年度にリニューアルをした「シャルレウエルネスピロー」が販売不振となり、売上高は前事業年度を大幅に下回りました。以上のとおり、衣料品類全体の売上高は118億25百万円（前事業年度比5.7%減）となり、前事業年度を大幅に下回る結果となりました。

化粧品類では、「エタリテ オーラマージュ」シリーズに「モリンガエキス」に加え、海藻から抽出した成分を新たに配合してリニューアル発売を行ったほか、プロモーション用の販促商品も発売し、販売状況は好調に推移いたしました。しかしながら、既存定番商品の販売状況が大幅に落ち込み、化粧品類全体の売上高は23億68百万円（前事業年度比6.8%減）となり、前事業年度を大幅に下回る結果となりました。

健康食品類では、製茶法（混合発酵）を開発した長崎県の研究機関、長崎県立大学、長崎大学および九州大学から構成される研究プロジェクトと、お茶の持つ健康成分に着目した当社との間で開発された産官学の共同開発商品である「びわの葉入り まるごと発酵茶」に内臓脂肪を減らす機能が確認されたことから、機能性表示食品として発売いたしました。また、100%手摘みのモリンガの青葉をまるごと配合した「輝く太陽のモリンガ青汁」を新たに発売し、いずれも販売状況が好調に推移したことにより、健康食品類全体の売上高は10億54百万円（前事業年度比8.1%増）となり、前事業年度を大幅に上回る結果となりました。

営業施策面におきましては、ビジネスメンバーの販売活動の活性化を目的とした「シャルレスマイルプロジェクト2020」において、4月よりメイト会員および一般消費者を対象としたプレゼント企画である「ワクワクキャンペーン（4月～5月）」を実施するとともに、前述の「ブラフェスタ（4月～5月）」を実施いたしました。いずれのキャンペーンにおいても、顧客との接点強化を目的に、新規顧客の獲得に積極的に取り組んでまいりましたが、この期間の新規メイト育成人数は伸長せず、前事業年度を大幅に下回る結果となりました。また、9月より「シャルレチャレンジコンテスト2019（9月～11月）」を実施いたしました。消費増税後の消費マインドの低下の影響を受け、ビジネスメンバーの活動が鈍化したことにより、コンテスト入賞者数は伸び悩み、この期間の売上高は前事業年度を下回る結果となりました。

通信販売の「シャルレ ダイレクトサービス」におきましては、新規会員の獲得および既存会員のリピート率の向上を目的とした販促キャンペーンなどを実施いたしました。消費増税後の反動減により、受注件数は伸び悩み、売上高は前事業年度を下回る結果となりました。

新規事業におきましては、当社の第2の柱となる事業を継続的に探索しております。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は、156億71百万円（前事業年度比5.1%減）となりました。利益面につきましては、販売費及び一般管理費は減少したものの、営業利益は2億39百万円（前事業年度比34.3%減）、経常利益は2億73百万円（前事業年度比26.9%減）、当期純利益は営業体制の見直しに伴い、支店を2拠点に統合することによる特別損失（支店閉鎖損失1億10百万円）が発生し、73百万円（前事業年度比67.1%減）となりました。

## 【商材別売上高】

| 商 材 別 品 目 | 第 44 期<br>2019年3月期 |       | 第 45 期<br>2020年3月期 |       |
|-----------|--------------------|-------|--------------------|-------|
|           | 売 上 高              | 構 成 比 | 売 上 高              | 構 成 比 |
|           | 百万円                | %     | 百万円                | %     |
| 衣 料 品 類   | 12,544             | 76.0  | 11,825             | 75.5  |
| 化 粧 品 類   | 2,540              | 15.4  | 2,368              | 15.1  |
| 健 康 食 品 類 | 975                | 5.9   | 1,054              | 6.7   |
| そ の 他     | 449                | 2.7   | 422                | 2.7   |
| 合 計       | 16,510             | 100.0 | 15,671             | 100.0 |

(注) 構成比は、それぞれの単純合計額を基に算出し小数点第2位を四捨五入しております。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主な内容は、福岡配送センターD P S 導入95百万円であり  
ます。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

#### (5) 財産および損益の状況

| 区 分             | 第 42 期<br>2017年 3 月期 | 第 43 期<br>2018年 3 月期 | 第 44 期<br>2019年 3 月期 | 第 45 期<br>2020年 3 月期 |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 18,068               | 17,510               | 16,510               | 15,671               |
| 営 業 利 益 (百万円)   | 654                  | 537                  | 363                  | 239                  |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 680                  | 558                  | 373                  | 273                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 276                  | 324                  | 223                  | 73                   |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 15.31                | 20.27                | 14.14                | 4.65                 |
| 純 資 産 (百万円)     | 19,540               | 19,492               | 19,483               | 19,400               |
| 総 資 産 (百万円)     | 22,509               | 22,032               | 22,221               | 22,263               |

(注) 第45期の当期純利益および1株当たり当期純利益の減少は、売上高の減少に加え、営業体制の見直しによる支店の統廃合にて支店閉鎖損失（特別損失）が生じたことによるものです。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

#### (7) 対処すべき課題

##### 《会社経営の基本方針》

当社の基本理念は、創業当時から今も変わることなく、シャルレに関わるすべての人の根底に流れています。人や社会の価値観がますます多様化しているからこそ、人の心も豊かにする、本当の「豊かさ」をお届けしたい。人びとのより豊かな生活に貢献できる企業として、わたしたちシャルレは、これからも躍進し続けます。

##### 「基本理念」

人はみな豊かでなければならない  
我々に関係ある人はみな  
どうしても豊かでなければならない

##### 「わたしたちの誓い」

女性を元気にする日本一のグループへ

わたしたちは  
シャルらしい「もの」  
わくわく、笑顔になれる「こと」  
生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」に  
こだわり続けます。

そして、女性と共に生き  
地域や社会の発展に貢献していきます。

「当社が目指す姿」

「女性を元気にする日本一のグループ」を目指して

1. 女性の生涯に「美しさと健やかさ」に貢献できる「ものづくり」に徹底してこだわり、独自の販売方法で、より多くの愛用者にお届けします。
2. 国内市場において得た知見や技術を活かして、海外の女性に商品やサービスを展開します。
3. 経営基盤である財務体質の改善に取り組み、資産の収益化により、安定的なステークホルダーへの還元を実現します。
4. シャルレビジネスが築きあげた独自の「文化」や「風土」を守りつつ、時代の変化に合わせ、現代女性の価値観に沿った新たな価値創造企業として社会に貢献します。
5. 従業員が常にチャレンジし続け、自律・協働の精神をもって、いきいきと働ける環境を整えます。

## 《中期経営計画の推進期間および中期経営目標》

当社は、売上回復を主とした経営基盤作りの戦略推進を優先課題としていることから、売上高と営業利益を経営指標としております。2019年4月から2022年3月までの3カ年の中期経営計画を策定し、最終年度である2022年3月期には売上高175億円、営業利益4億円以上を中期経営目標として、当社の目指す将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として政府より発表された緊急事態宣言に伴う不要不急の外出およびイベントの自粛要請などの影響により、ビジネスメンバーである販売員の活動自粛がなされるとともに、当社においても大規模イベントの中止や営業支援活動の自粛などの対応を実施しており、今後においても不確定要素が多数存在していることから、予断を許さない経営環境が継続するものと思われまます。

## 《中期経営戦略》

訪問販売市場におきましては、近年ネット通販などによる販売・流通チャネルの変革による消費者の購入スタイルの変化や少子高齢化による国内人口の減少など、市場環境は著しく変化しており、当社においては、顧客の在宅率の低下や販売員の高齢化が進む中、販売員の活動鈍化や販売員の稼働人数および新規育成人数の減少など、当社を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社は、訪問販売という特性を活かした顧客との直接的なコミュニケーションによる信頼構築を基盤にしつつ、販売組織全体が活性化する環境を整備し、シャルレビジネス事業の再生を図ること、加えて安定した事業基盤整備に向けての積極的な成長投資を行い、新規事業の開発による第2の柱となる事業を創造していくことが重要な課題と捉えております。

### ①シャルレビジネス事業の再生

#### (ア)シャルレビジネスの環境整備およびプロモーション強化

- ・新ビジネスシステム・ルールによる販売組織の活性化
- ・拠点の統合による総合的な営業力を発揮できる支援体制の構築
- ・販売支援に繋がる新たな情報伝達やツールの提供

#### (イ)ビジネスモデルの特性に応じた商品開発

- ・ビジネスモデルの特性や販売現場のニーズに即した商品開発および提供
- ・組織と業務機能の再編によるマーケティング機能の強化

#### (ウ)収益性向上に向けた取り組み

- ・化粧品・健康食品等の高粗利商材の拡大
- ・在庫処分の抜本的低減



## ②新規事業開発による新たな柱の創造

### (ア)M&A・提携等による新規事業の展開

- ・国内における第2の柱となる事業の開発
- ・国内における新たな販売ルートの探索および拡大

### (イ)海外市場への積極的な展開

- ・中国およびA S E A N地域における販売ルートの探索および拡大

## 《中期経営戦略の進捗状況》

### ①シャルレビジネス事業の再生

#### (ア)シャルレビジネスの環境整備およびプロモーション強化

販売組織の育成力や販売力の向上を目的に、次期事業年度からの実行フェーズに向けて、シャルレビジネスの環境整備に取り組んでまいりました。営業拠点を8支店から東西2拠点に統合し、総合的な営業力を発揮できる営業支援体制を構築しました。また、シャルレビジネスにおける参画・昇格条件の変更やインセンティブ制度の見直し、教育体系の整備などを行いました。今後は販売組織の拡大および活性化を推進してまいります。

また、訪問販売における現金決済からカード決済システムの導入に取り組むとともに、販売組織間の受発注システムの機能向上に取り組んでまいりました。今後は、販売組織における活動の効率化および情報伝達の充実化を図り、プロモーション強化を推進してまいります。

#### (イ)ビジネスモデルの特性に応じた商品開発

当社のビジネスモデルに相応した商材の開発の強化や現行の商品開発プロセスの見直しなどを図るために、マーケティング機能と商品開発機能に分離・特化した組織改編を行いました。今後は、販売組織の活性化を下支えするマーケティング施策や商品開発の推進を強化してまいります。

#### (ウ)収益性向上に向けた取り組み

当事業年度においては、高付加価値商品の売上拡大を図るために、化粧品類については、基幹商品シリーズのリニューアルおよびプロモーション用の企画商品の発売を行ってまいりましたが、販売状況は前事業年度を下回る結果となりました。これに対し、健康食品類については、一部の既存定番商品を機能性表示食品に切り替え、また、新商品の投入を行い、販売状況は前事業年度を上回る結果となりました。今後はプロモーションの強化や商品構成の見直しなどを行い、売上拡大を目指してまいります。

また、在庫ロスについては、当事業年度において数量限定商品を中心とした商品発売計画であったことに加え、アウトター類を中心とした数量限定商品の販売不振が顕著に表れたため、低減には至りませんでした。今後は抜本的な商品構成の見直しによる在庫ロス削減や在庫高自体の抑制に早急に取り組んでまいります。

## ②新規事業開発による新たな柱の創造

### (ア)M&A・提携等による新規事業の展開

国内において、当社とのシナジーの高いM&Aや提携等の候補先企業を探索してまいりましたが、当事業年度における契約成立には至りませんでした。今後も対象となる候補先企業の探索を継続してまいります。

また、当社の商材の既存ルート以外の販売ルートを確立するために、市場調査および候補先企業の探索を行ってまいりました。当事業年度の調査および探索結果を踏まえ、次期事業年度より、段階的に展開をしてまいります。

### (イ)海外市場への積極的な展開

中国およびA S E A N地域における市場展開の基盤づくりを目指し、新たな販売ルートを探求してまいりましたが、当事業年度における販売ルートの確立には至りませんでした。今後も新たな販売ルートの探索を継続してまいります。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況（2020年3月31日現在）

①主要な事業内容

レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売

②主要拠点等の状況

| 区 分         | 名 称             | 所 在 地         |
|-------------|-----------------|---------------|
| 本 店         | 本 店             | 神 戸 市 中 央 区   |
| 本 社         | 本 社             | 神 戸 市 須 磨 区   |
| 支 店         | 札 幌 支 店         | 札 幌 市         |
|             | 仙 台 支 店         | 仙 台 市         |
|             | さ い た ま 支 店     | さ い た ま 市     |
|             | 東 京 支 店         | 東 京 都 中 央 区   |
|             | 名 古 屋 支 店       | 名 古 屋 市       |
|             | 神 戸 第 一 支 店     | 神 戸 市         |
|             | 神 戸 第 二 支 店     | 神 戸 市         |
| 配 送 セ ン タ ー | 福 岡 支 店         | 福 岡 市         |
|             | 札 幌 配 送 セ ン タ ー | 北 海 道 北 広 島 市 |
|             | 埼 玉 配 送 セ ン タ ー | 埼 玉 県 行 田 市   |
|             | 福 岡 配 送 セ ン タ ー | 福 岡 県 糟 屋 郡   |

- (注) 1. ビジネスメンバーの育成力・販売力の向上を目的とした総合的な営業力を発揮できる営業支援体制を構築するために、2020年4月1日付をもって、札幌支店、仙台支店、さいたま支店および東京支店は東日本営業部（東京都豊島区）に、名古屋支店、神戸第一支店、神戸第二支店および福岡支店は西日本営業部（神戸市）に統合いたしました。
2. 福岡配送センターは、2019年8月14日付にて福岡県糟屋郡粕屋町から福岡県糟屋郡宇美町に移転いたしました。

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 277名 | (減)21名    | 45.8歳 | 19.9年  |

(注)上記従業員数には、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等(期中平均62名)を含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株主1名から、当社元取締役ら5名に対して、2007年9月から2012年1月までの間に当時の当社子会社であった2社(株式会社エヌ・エル・シーコーポレーションおよび株式会社シャルレライテック)に対して不合理な貸付けや増資を繰り返し実施したとして、回収不能となった額について損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所に提起されておりましたが、2019年5月23日付にて同裁判所より、上記の当社元取締役ら5名のうち2名に対する請求は、同人らに善管注意義務違反はないとして請求棄却の判決が言い渡されました。

なお、当社元取締役ら5名のうち残りの3名に対する訴えは、既に取り下げられています。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,086,250株（うち自己株式数 250,408株）  
 (3) 株主数 5,276名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                  | 持株数   | 持株比率 |
|----------------------------------------------------------------------|-------|------|
|                                                                      | 千株    | %    |
| 林 雅 晴                                                                | 1,508 | 9.53 |
| 有 限 会 社 G & L                                                        | 1,272 | 8.04 |
| 瀬 崎 五 葉                                                              | 1,034 | 6.53 |
| 林 勝 哉                                                                | 843   | 5.33 |
| 林 宏 子                                                                | 737   | 4.66 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC)<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 710   | 4.49 |
| 林 達 哉                                                                | 691   | 4.36 |
| 林 直 樹                                                                | 618   | 3.90 |
| 有 限 会 社 L a m ' s                                                    | 556   | 3.51 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC<br>(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)             | 556   | 3.51 |

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                   |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 奥 平 和 良 | —                               |
| 取 締 役     | 奥 田 清 三 | —                               |
| 取 締 役     | 山 縣 正 典 | —                               |
| 取 締 役     | 高 畑 則 雄 | —                               |
| 取 締 役     | 高 田 博 祐 | —                               |
| 取 締 役     | 原 豊     | —                               |
| 取 締 役     | 脇 田 純 一 | —                               |
| 取 締 役     | 天 野 富 夫 | —                               |
| 監 査 役（常勤） | 吉 田 金 吾 | —                               |
| 監 査 役     | 岸 本 達 司 | （重要な兼職の状況）<br>新世綜合法律事務所 代表パートナー |
| 監 査 役     | 井 出 久 美 | （重要な兼職の状況）<br>井出久美公認会計士事務所 所長   |

- (注) 1. 取締役奥田清三は2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時まで会社法第2条第15号の社外取締役であり、同株主総会にて業務執行取締役に変更されました。
2. 取締役原豊は、2020年3月31日付をもって、取締役を辞任により退任いたしました。
3. 取締役脇田純一および同天野富夫は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
4. 監査役岸本達司および同井出久美は、会社法第2条第16号の社外監査役であります。
5. 監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役脇田純一および同天野富夫ならびに監査役岸本達司および同井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、取締役平山修および同出口みどりの両氏は、任期満了により退任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額 | 役員報酬等の種類別の総額 |      |        | 人数 |
|------------------|--------|--------------|------|--------|----|
|                  |        | 固定報酬         | 変動報酬 | その他の報酬 |    |
| 取締役<br>(社外取締役除く) | 59百万円  | 59百万円        | －    | －      | 7名 |
| 監査役<br>(社外監査役除く) | 9百万円   | 9百万円         | －    | －      | 1名 |
| 社外取締役            | 10百万円  | 10百万円        | －    | －      | 4名 |
| 社外監査役            | 11百万円  | 11百万円        | －    | －      | 2名 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役（社外取締役除く）の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名分を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役4名の報酬等の総額は9百万円であり、上表記載の報酬等のほか、使用人兼務取締役4名に対して、2019年6月27日付にて取締役に就任した以降の使用人分給与として総額28百万円を支給しております。
4. 社外取締役の報酬等の総額には、2019年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した社外取締役1名分および同株主総会にて再任された業務執行取締役1名分を含んでおります。

## (3) 取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

## ① 取締役および監査役の報酬等の基本方針および報酬水準の決定方法

当社は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。

また、役員の報酬水準については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関調査による他社水準を踏まえて、取締役会にて決定しております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

## (ア) 取締役（社外取締役を除く）の報酬等に関する方針

代表取締役社長兼社長執行役員と取締役兼専務執行役員の報酬等は、役割、役位および代表権の有無等の職責に基づき、あらかじめ設定された基本報酬テーブル（固定報酬9割、変動報酬1割）を用いる方法を採用しております。

また、基本報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、各取締役の担当業務における実績ならびに各取締役それぞれの役割および役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

(イ) 使用人兼務取締役の報酬等に関する方針

使用人兼務取締役の報酬等は、取締役報酬分と使用人給与分に区分して個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

(ウ) 社外取締役の報酬等に関する方針

社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成されており、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

(エ) 監査役（社外監査役を除く）の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、経営の監督および監査機能を十分に機能させるため、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成され、あらかじめ設定された固定報酬テーブルを用いる方法を採用しております。

また、固定報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、職責に基づき、役員報酬規程の定める範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

(オ) 社外監査役の報酬等に関する方針

社外監査役の報酬等は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みではない固定報酬のみによって構成され、役員報酬規程の定める範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

③ 業績連動報酬に係る指標、その選定理由および業績連動報酬の額の決定方法

(ア) 業績連動報酬に係る指標、その選定理由

| 指標種別  | 選定理由                                                                                                    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当期純利益 | 事業年度の活動にて得られた損益であり、事業年度期間の企業価値向上に直結する重要な指標であることから、株主の皆さまの利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと考えております。 |

(イ) 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬となる変動報酬は、基本報酬の1割部分とし、当事業年度における当期純利益の目標達成状況に応じて、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、上記以外の取扱いとなる場合は、株主総会の決議によります。



#### ④当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

| 指標種別  | 目標    | 実績    | 達成状況 |
|-------|-------|-------|------|
| 当期純利益 | 40百万円 | 73百万円 | 達成   |

※役員報酬規程において、当期純利益予算に対し実績が40%以上下回った場合、または当期純利益が600百万円を下回った場合は業績連動報酬を支給しないことになっております。

#### ⑤役員の報酬等に関する株主総会の決議について

取締役の報酬額は、年額1億96百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、年額34百万円以内にて支給することを、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において承認いただいております。

#### ⑥当事業年度に係る取締役の報酬額の決定過程における取締役会および報酬委員会の活動内容

##### (ア)当事業年度に係る取締役会の活動内容

当事業年度における取締役会は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築する観点から報酬制度の見直しを、報酬委員会からの答申に基づき決議いたしました。

また、取締役会は、各取締役の報酬額につき、各取締役の業績に伴う評価結果を新たな報酬制度に当てはめ、報酬委員会からの答申に基づき決議いたしました。

##### (イ)当事業年度に係る報酬委員会の活動内容等

当社は、2019年4月12日付にて取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置いたしました。

当事業年度における報酬委員会は、取締役会からの諮問要請に基づき5回開催し、そのうち3回は継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築する観点から報酬制度の見直しに関する審議を重ねました。残りの2回においては、当事業年度における各取締役の業績結果に伴う評価の妥当性の審議および業績結果評価に伴う報酬額の妥当性等について審議いたしました。

#### (4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各社外取締役および各監査役との間で締結しております。

当社が各社外取締役および各監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および監査役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(5) その他会社役員に関する重要な事項

①執行役員の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当または委嘱業務                                             |
|---------|---------|-------------------------------------------------------|
| 社長執行役員  | 奥 平 和 良 | 内部監査室担当                                               |
| 専務執行役員  | 奥 田 清 三 | —                                                     |
| 執 行 役 員 | 山 縣 正 典 | マーケティング本部長                                            |
| 執 行 役 員 | 高 畑 則 雄 | 営業本部長                                                 |
| 執 行 役 員 | 高 田 博 祐 | 管理本部長兼コーポレートサービス部長、お客様相談室担当、コーポレートビジネスプロジェクト担当、内部統制担当 |
| 執 行 役 員 | 原 豊     | 法務部長兼秘書室長、事業開発部担当、コンプライアンス担当、情報取扱責任者                  |
| 執 行 役 員 | 千本松 重 雄 | 経営企画部長                                                |

- (注) 1. 執行役員奥田清三は、2019年6月27日付にて、専務執行役員に就任いたしました。  
2. 執行役員原豊は、2020年3月31日付をもって、執行役員を辞任により退任いたしました。  
3. 当事業年度中における執行役員の担当または委嘱業務の異動状況は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異 動 前                              | 異 動 後                                                 | 異動年月日      |
|---------|------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------|
| 奥 平 和 良 | 全社統制、コーポレートビジネスプロジェクト担当、内部監査室担当    | 内部監査室担当                                               | 2019年6月27日 |
| 高 田 博 祐 | 管理本部長兼コーポレートサービス部長、お客様相談室担当、内部統制担当 | 管理本部長兼コーポレートサービス部長、お客様相談室担当、コーポレートビジネスプロジェクト担当、内部統制担当 | 2019年6月27日 |
| 山 縣 正 典 | マーケティング本部長兼商品管理部長                  | マーケティング本部長                                            | 2019年8月1日  |

②2020年4月1日付にて執行役員の担当または委嘱業務に変更がありました。

| 地 位     | 氏 名     | 異 動 前                                                 | 異 動 後                    |
|---------|---------|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| 社長執行役員  | 奥 平 和 良 | 内部監査室担当                                               | 法務室担当、内部監査室担当、コンプライアンス担当 |
| 専務執行役員  | 奥 田 清 三 | —                                                     | 事業開発部担当                  |
| 執 行 役 員 | 高 田 博 祐 | 管理本部長兼コーポレートサービス部長、お客様相談室担当、コーポレートビジネスプロジェクト担当、内部統制担当 | 管理本部長、お客様相談室担当、内部統制担当    |
| 執 行 役 員 | 千本松 重 雄 | 経営企画部長                                                | 経営企画部長、情報取扱責任者           |

(注)2020年4月1日付の組織変更に伴い、「秘書室」の機能を「経営企画部」に、「コーポレートビジネスプロジェクト」の機能を「事業開発部」に移管し、「法務部」を「法務室」に変更いたしました。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職の状況等（2020年3月31日現在）

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 先 名      | 兼職の内容   | 関 係                     |
|-------|---------|--------------|---------|-------------------------|
| 取 締 役 | 脇 田 純 一 | —            | —       | —                       |
| 取 締 役 | 天 野 富 夫 | —            | —       | —                       |
| 監 査 役 | 岸 本 達 司 | 新世綜合法律事務所    | 代表パートナー | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |
| 監 査 役 | 井 出 久 美 | 井出久美公認会計士事務所 | 所長      | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |

②社外役員の主な活動状況

| 地位および名       | 出席状況                                                                                                   | 発言状況                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>脇田 純一 | [取締役会]<br>14/14回 (100%)<br>[指名委員会]<br>5/7回 (71.4%)<br>[報酬委員会]<br>3/5回 (60%)                            | 2019年6月27日付にて取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会においては、金融機関において培われた豊富な経験と幅広い知識や見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会にも出席し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。                                               |
| 取締役<br>天野 富夫 | [取締役会]<br>14/14回 (100%)<br>[指名委員会]<br>7/7回 (100%)<br>[報酬委員会]<br>5/5回 (100%)                            | 2019年6月27日付にて取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会においては、他社における企業経営の経験等において培われた事業運営や企業経営に関する幅広い知識や見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員長として、各委員会の審議を主導し、答申案を取りまとめるなどして、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。 |
| 監査役<br>岸本 達司 | [取締役会]<br>19/20回 (95%)<br>[監査役会]<br>19/19回 (100%)<br>[指名委員会]<br>6/8回 (75%)<br>[報酬委員会]<br>5/7回 (71.4%)  | 当事業年度に開催された取締役会においては、弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために法律面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会においては、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。さらに、当社の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会にも出席し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。                                           |
| 監査役<br>井出 久美 | [取締役会]<br>20/20回 (100%)<br>[監査役会]<br>19/19回 (100%)<br>[指名委員会]<br>8/8回 (100%)<br>[報酬委員会]<br>7/7回 (100%) | 当事業年度に開催された取締役会においては、公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために財務および会計面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。さらに、当社の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会にも出席し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。                 |

(注) 当社は、経営の透明性と客観性を高めるため、取締役候補者および執行役員候補者の指名ならびに取締役の報酬の妥当性を確保すべく、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会と報酬委員会を設置しております。指名委員会および報酬委員会は、それぞれ社外取締役2名、社外監査役2名および代表取締役社長で構成されており、構成員の半数以上を独立性を有する社外役員とするとともに、それぞれの委員長は社外取締役より選任しております。

## (参考) 取締役および監査役の研鑽・研修の方針

当社は、取締役および監査役に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用については、当社の負担としております。

具体的には、取締役および監査役に対して、上場企業の役員としての役割・責務を果たすのに必要なコーポレート・ガバナンスを含めた知識や情報を習得する機会として、当社が費用を負担して社外セミナーへの参加や、弁護士等の外部専門家による法令等の研修会を開催するなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外役員を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業や経営計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外役員としての役割・責務を果たせるように支援しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 継続監査期間

10年間

### (3) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：田中郁生、中須賀高典

### (4) 会計監査人の報酬等の額

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 19百万円 |
| ②当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ①の金額は、すべて、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

**(5) 非監査業務の内容**

当社は、会計監査人であるひびき監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンスに係る業務の対価を支払っております。

**(6) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由**

監査役会は、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

**(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

**(8) 責任限定契約に関する事項**

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。（最終改正2020年4月1日）

#### ①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役および使用人に徹底しております。また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

社外取締役および社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合に、具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

#### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書および関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存および管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

#### ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理部門が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制にしております

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、常勤取締役・執行役員にて策定した当社および子会社（以下、当社企業グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。常勤取締役は、月次の会議にて全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

当社は、経営改革への取り組みを推進していくことを目的に、取締役会による経営の意思決定や監視・監督と執行役員による業務執行を分離し、各部署の業績改善に対する責任と役割の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、執行役員の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、当社企業グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗およびその他の重要な情報については、月次の会議および取締役会に報告を行う体制にしております。

当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

当社の内部監査部門は、子会社の定期的な監査手続を実施し、代表取締役社長が、定期的に取締役会に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

当社の監査役は、会計監査人や内部監査部門と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにしております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は「監査役会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査役会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

監査役の職務を補助する使用人の人事異動については、監査役会の同意を必要としております。また、監査役の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査役が行い、監査役会に報告しております。



⑧当社およびその子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、事業の報告等について、当社企業グループの取締役および使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査役は、当社の重要な会議へ出席できるようにしております。

当社企業グループの取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、監査役に対して報告を行う体制をとっております。

⑨当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査役会規則」に定め、その旨を当社企業グループの取締役および使用人に周知徹底しております。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。

⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、監査役の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人および内部監査部門と意見交換を行う体制にしております。

監査役は、事業課題や監査体制等について、定期的に代表取締役社長と意見交換をしております。

当社は、監査役会が監査役の職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制ならびにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ①コンプライアンスに関する体制

「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス行動基準」、その他関係諸規程を社内イントラネットに掲載して、役員や使用人に対して周知しております。また、当社に関わるビジネスメンバーや役員、使用人に対して、ビジネス活動におけるモラルやルール、法令遵守等の行動基準を示した「シャルレ行動規範」においても、周知徹底に努めております。

また、役員を対象に社外の専門家を活用したコンプライアンス研修を実施するとともに、役員および使用人を対象にe-ラーニングを活用したコンプライアンスおよび個人情報保護に関する教育を定期的実施し、法令遵守意識の向上および定着に努めております。

さらに、法令や規程違反等の早期発見および未然防止を目的に、ホットライン制度を導入しており、社内外にコンプライアンス相談窓口を設置しております。申告・相談があった場合は、コンプライアンス委員会にて調査を行い、当該調査結果を取締役に報告する運用を行っております。

### ②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、コーポレートサービス部総務課が、経営上のリスク等の管理を統括し、定期的にコーポレートサービス部長および役員等に報告するとともに、適切かつ迅速に対応しております。また、顕在化した経営上の重大なリスクについては、常勤取締役や関係部署による情報の共有化や対応策の検討を行い、リスクの最小化・収束に努めております。

事業継続計画（BCP）については、災害発生時等の緊急事態における社内体制のルールやインフラ整備等に取り組み、事業活動の継続ならびに早期の再開を可能とする体制を構築しております。

### ③取締役の職務執行の効率性に関する体制

当事業年度より、執行役員制度を導入しており、取締役兼務者6名を含む執行役員7名を選任しております。取締役会による経営の意思決定や監視・監督機能と業務執行を分離し、業績改善に対する責任と役割を明確化するとともに、会議体や決裁基準、規程の見直しを行ない、意思決定の迅速化を図るなど、経営改革の推進に取り組んでおります。中期経営計画や年度予算等については、執行役員を主体とする経営会議および定例ミーティングを通じて討議・審議を重ねた上で、常勤の取締役兼務執行役員より立案し、取締役会にて決議しております。

また、月次単位で開催している経営会議にて、執行役員が当事業年度における業務計画や業績等の進捗確認、対応策の検討を行うとともに、その報告を受けた常勤の取締役兼務執行役員は、四半期単位で取締役会に職務執行状況を報告しております。

#### ④監査役監査の実効性に関する体制

前事業年度に監査役室を廃止し、内部監査室内に監査役の職務を補助する使用人を任命しております。常勤監査役は、取締役会や経営会議等の社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査室との定例ミーティングの実施や必要に応じて関連部署の使用人にヒアリングを行うなど、適宜、情報収集を行い、監査役会に報告しております。

また、監査役は、監査方針や監査計画に基づき、会計監査人や内部監査室と連携を図りながら、情報共有や意見交換を行い、当社における執行業務や財産等に関する監査を実施しております。監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行っております。

#### ⑤財務報告の適正性に関する体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価の基本計画において、内部統制評価の実施方針、評価の範囲および代表取締役社長を最高責任者とした推進体制を定めております。当該基本計画に基づき、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しております。

#### (参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業価値の向上を目指すうえで、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社で定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求してまいります。そして、当社の「基本理念」および「わたしたちの誓い」に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

#### (参考) 関連当事者の取引に関する手続

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>16,833</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,179</b>  |
| 現金及び預金          | 13,041        | 買掛金             | 594           |
| 売掛金             | 97            | 未払金             | 864           |
| 商品              | 3,334         | 未払法人税等          | 192           |
| その他             | 368           | 賞与引当金           | 175           |
| 貸倒引当金           | △7            | その他の            | 352           |
|                 |               | <b>固定負債</b>     | <b>682</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,429</b>  | 売上割戻引当金         | 188           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,454</b>  | 退職給付引当金         | 209           |
| 建物及び構築物         | 1,010         | 長期未払金           | 147           |
| 土地              | 907           | その他の            | 137           |
| その他             | 536           | <b>負債合計</b>     | <b>2,862</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>772</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,202</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>19,412</b> |
| 投資有価証券          | 425           | 資本金             | 3,600         |
| 長期貸付金           | 4             | 資本剰余金           | 4,897         |
| 前払年金費用          | 972           | 資本準備金           | 4,897         |
| 繰延税金資産          | 448           | <b>利益剰余金</b>    | <b>11,046</b> |
| その他             | 355           | 利益準備金           | 650           |
| 貸倒引当金           | △4            | その他利益剰余金        | 10,396        |
| <b>資産合計</b>     | <b>22,263</b> | 別途積立金           | 8,900         |
|                 |               | 繰越利益剰余金         | 1,496         |
|                 |               | <b>自己株式</b>     | <b>△131</b>   |
|                 |               | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△12</b>    |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | △12           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>19,400</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>22,263</b> |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 15,671 |
| 売 上 原 価               |     | 8,387  |
| 売 上 総 利 益             |     | 7,283  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 7,044  |
| 営 業 利 益               |     | 239    |
| 営 業 外 収 益             |     | 40     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 6   |        |
| 雑 収 入                 | 33  |        |
| 営 業 外 費 用             |     | 6      |
| 支 払 利 息               | 2   |        |
| 有 価 証 券 償 還 損         | 2   |        |
| 雑 損 失                 | 1   |        |
| 経 常 利 益               |     | 273    |
| 特 別 損 失               |     | 117    |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 5   |        |
| 支 店 閉 鎖 損 失           | 110 |        |
| そ の 他                 | 2   |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 155    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 171 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △90 | 81     |
| 当 期 純 利 益             |     | 73     |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日)  
(至2020年3月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本  |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                       |
|--------------------------|-------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|------|--------|-----------------------|
|                          | 資本金   | 資本剰余金            |             |                  | 利益剰余金            |                  |                                 | 自己株式 | 株主資本合計 |                       |
|                          |       | 資<br>準<br>備<br>金 | 本<br>金<br>計 | 資<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金         |                                 |      |        | 利<br>剰<br>余<br>金<br>計 |
|                          |       |                  |             |                  |                  | 別<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |      |        |                       |
| 2019年4月1日残高              | 3,600 | 4,897            | 4,897       | 650              | 8,900            | 1,581            | 11,131                          | △131 | 19,497 |                       |
| 当事業年度中の変動額               |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                       |
| 剰余金の配当                   |       |                  |             |                  |                  | △158             | △158                            |      | △158   |                       |
| 当期純利益                    |       |                  |             |                  |                  | 73               | 73                              |      | 73     |                       |
| 自己株式の取得                  |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 | △0   | △0     |                       |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) |       |                  |             |                  |                  |                  |                                 |      |        |                       |
| 当事業年度中の変動額合計             |       |                  |             |                  |                  | △84              | △84                             | △0   | △84    |                       |
| 2020年3月31日残高             | 3,600 | 4,897            | 4,897       | 650              | 8,900            | 1,496            | 11,046                          | △131 | 19,412 |                       |

|                          | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|--------------------------|------------------|----------------|--------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2019年4月1日残高              | △13              | △13            | 19,483 |
| 当事業年度中の変動額               |                  |                |        |
| 剰余金の配当                   |                  |                | △158   |
| 当期純利益                    |                  |                | 73     |
| 自己株式の取得                  |                  |                | △0     |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) | 1                | 1              | 1      |
| 当事業年度中の変動額合計             | 1                | 1              | △83    |
| 2020年3月31日残高             | △12              | △12            | 19,400 |

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 重要な会計方針

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①商 品 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ②有価証券  
 其他有価証券  
 時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定額法  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
 建 物 7年～39年  
 構 築 物 5年～35年
- ②無形固定資産 定額法

#### (3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③売上割戻引当金 代理店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額 4,987百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,086,250株

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 250,408株

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原 資   | 1株当たり<br>配当金(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|------------|-----------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式       | 158             | 利 益<br>剰 余 金 | 10              | 2019年3月31日 | 2019年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
以下のとおり、決議する予定であります。

| 決 議                       | 株式の<br>種 類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原 資   | 1株当たり<br>配当金(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|------------|-----------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式       | 158             | 利 益<br>剰 余 金 | 10              | 2020年3月31日 | 2020年6月25日 |

**(金融商品に関する注記)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

投資有価証券である投資信託、債券及び株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。



### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引及び管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績及び残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告されています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                       | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時 価(*) | 差 額  |
|-----------------------|-----------------|--------|------|
| (1) 現金及び預金            | 13,041          | 13,041 | －    |
| (2) 売掛金               | 97              | 97     | －    |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 425             | 425    | －    |
| (4) 買掛金               | (594)           | (594)  | －    |
| (5) 未払金               | (864)           | (864)  | －    |
| (6) 長期未払金             | (147)           | (141)  | (△5) |

(\*)負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 商 品                   | 472百万円 |
| 退職給付引当金               | 108百万円 |
| 売上割戻引当金               | 57百万円  |
| 賞与引当金                 | 53百万円  |
| 未払金                   | 19百万円  |
| その他                   | 102百万円 |
| 繰延税金資産小計              | 814百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △68百万円 |
| 繰延税金資産の合計             | 745百万円 |

繰延税金負債

|           |         |
|-----------|---------|
| 前払年金費用    | △297百万円 |
| 繰延税金負債の合計 | △297百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 448百万円  |

**(1 株当たり情報に関する注記)**

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,225円11銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 4円65銭     |

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社 シャルレ  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 田中郁生 ㊞

公認会計士 中須賀 高典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社シャルレ 監査役会

常 勤 監 査 役 吉 田 金 吾 ㊞

監 査 役 岸 本 達 司 ㊞

監 査 役 井 出 久 美 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 剰余金の処分の件

当社は、「配当政策」に基づき、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題に位置付け、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年1回の期末配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案した結果、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金10円  
配当総額 158,358,420円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月25日

以上

事業報告

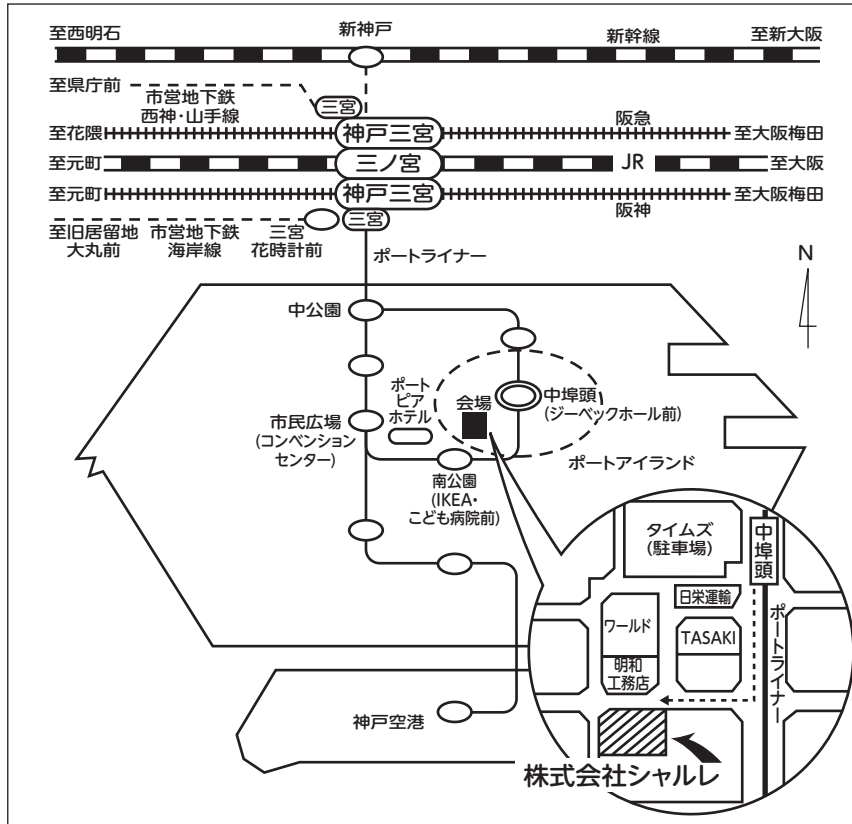
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

- 株主総会会場  
神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
当 社 ポートアイランドビル 大ホール
- 株主総会会場への交通アクセス  
ポートライナー三宮駅より  
北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約14分  
ポートライナー神戸空港駅より  
三宮方面行に乗車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・  
北埠頭方面行に乗り換え  
中埠頭駅（ジーベックホール前）下車 所要時間約12分  
(乗り換え時間は含んでおりません。)  
中埠頭駅（ジーベックホール前）改札口を出て、西側（右側）階段より南へ徒歩約5分



## (お知らせ)

- 会場に駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。